

第49号議案

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 6 月 8 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う
ものであります。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 府中市都市計画税条例（昭和31年6月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第19項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 府中市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

付則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、付則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、付則第19項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

付 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。